

(4) 届出情報の販売状況等の更新を行う

①機能性表示食品の販売状況等の更新を行う。

〈1〉「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面において、販売状況等更新をする届出情報の参照「▶」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面



 注意

「機能性表示食品制度届出データベース」は、届出情報の履歴も保持しているため、変更届出、撤回届出、販売状況等更新を行った場合は、検索結果の一覧に同一の機能性表示食品で複数の届出情報が表示されます。また、差戻しがあった場合は、消費者庁が使用するための版数の情報も公開されるまで保持されます。

最新情報にチェックがあり、ステータスが「公開済み」の届出情報のみ販売状況等更新の届出ができます。そのため、同日中に同じ届出食品に関する届出を複数行うことはできません。

また、販売状況等更新は、一度送信すると取り下げることができません。

〈2〉「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面において、「販売状況等更新」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面



〈3〉「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(販売状況等更新)」画面が表示されます。

「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(販売状況等更新)」画面

消費者庁  
利用者: 株式会社〇×△  
前回ログイン: 2019/02/14 17:44:39

機能性表示食品届出

機能性表示食品 届出食品基本情報作成(販売状況等更新)

■届出者  
 法人番号 8000000000001  
 法人名 株式会社〇×△ 代表者氏名 〇〇 太郎  
 郵便番号 1000001  
 住所 東京都千代田区千代田1-1  
 電話番号 123-456-7890

■届出事項及び開示情報についての問合せ先  
 [1] 担当部局 ※ 〇〇部  
 [2] 氏名 ※ 〇〇 太郎  
 [3] 連絡先電話番号 ※ 123-456-7891  
 [4] 連絡先内線番号  
 [5] 連絡先メールアドレス ※ aaa@example.com  
 [6] 連絡先メールアドレス(確認用) ※ aaa@example.com

商品名 ××ドリンク 食品の区分 加工食品(その他)  
 ×××、△△△

機能性関与成分名  
 本品には、A(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

表示しようとする機能性

機能性関与成分はエキスである   
 ・(1)安全性の評価方法  
 ・喫食実績の評価により、十分な安全性を確認している。  
 はい   
 ・既存情報による食経験の評価により、十分な安全性を確認している。  
 はい   
 ・既存情報による安全性試験結果の評価により、十分な安全性を確認している。  
 はい   
 ・安全性試験の実施により、十分な安全性を確認している。  
 はい   
 ・(2)機能性の評価方法  
 ・最終製品を用いたヒト試験(ヒトを対象とした試験)により、機能性を評価している。  
 はい   
 ・最終製品に関する研究レビュー(一定のルールに基づいた文献調査(システマティックレビュー))で、機能性を評価している。  
 はい   
 ・最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。  
 はい

■届出後の届出項目  
 ・(届出日から60日経過した場合) 販売状況  
 [7] 販売中  [8] 販売休止中   
 (機能性表示食品(再届出)である場合)同一性を失わない程度の変更を行う届出食品の届出番号及び同一性を失わないとする理由  
 届出番号 D1  
 ・同一性を失わない理由  
 〇の理由により、上記届出と本製品は同一性を失っておりません。

・(事業者団体等の確認を要した届出である場合)確認を行った事業者団体等の名称  
 D事業者団体

[※は入力必須項目]

送信 [9] 取消 [10]

消費者庁

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「届出事項及び開示情報についての問合せ先 担当部局」テキストボックス	届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局を入力します。 ※入力必須項目です。
[2]	「届出事項及び開示情報についての問合せ先 氏名」テキストボックス	届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局_氏名を入力します。 ※入力必須項目です。
[3]	「連絡先電話番号」テキストボックス	連絡先電話番号を入力します。 ※入力必須項目です。
[4]	「連絡先内線番号」テキストボックス	連絡先内線番号を入力します。
[5]	「連絡先メールアドレス」テキストボックス	届出担当者の連絡先メールアドレスを入力します。連絡先メールアドレス（確認用）へ同じメールアドレスを入力します。 ※入力必須項目です。
[6]	「連絡先メールアドレス（確認用）」テキストボックス	
[7]	「販売中」チェックボックス	販売状況（販売中、販売休止中）にチェックを入れます。 ※新規届出日から58日経過した日までは、販売状況は入力できません。 ※届出作成時は必ずチェックが外れます。 ※[7]、[8]のどちらかのチェックは必須です。
[8]	「販売休止中」チェックボックス	
[9]	「送信」ボタン	入力した内容を送信するときに、このボタンを押します。
[10]	「取消」ボタン	販売状況等更新の届出を中止するときに、このボタンを押して画面を閉じます。 それまでに入力した情報は保存されません。

＜4＞必要事項を入力したら、「送信」ボタンを押します。

修正を行っていたものを保存せずに中止する場合は、「取消」ボタンを押します。

「取消」ボタンを押すと、確認メッセージは表示されず、そのまま「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面へ戻りますので御注意ください。

「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(販売状況等更新)」画面



## 機能性表示食品届出データベース 届出マニュアル(食品関連事業者向け)

〈5〉送信確認メッセージが表示されます。

送信するときは、「OK」ボタンを押します。

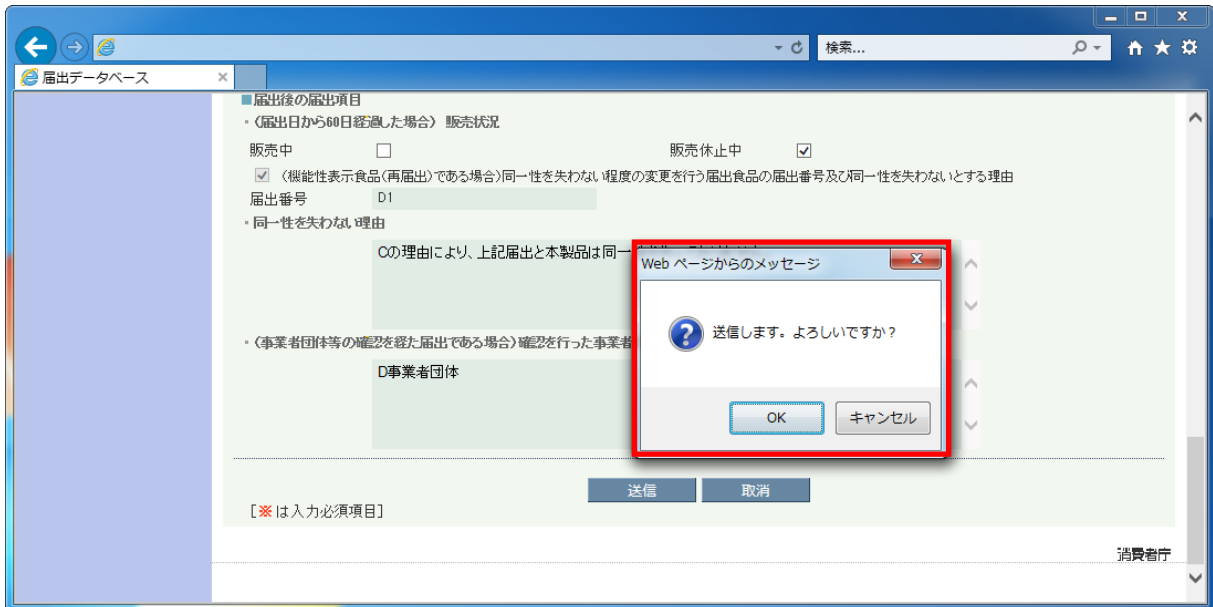
送信をせずにメッセージを閉じるときは、「キャンセル」ボタンを押します。



### 注意

販売状況等更新は、送信すると取り下げることができません。

### 「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(販売状況等更新)」画面



〈6〉送信が完了すると、「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面へ戻ります。

### 「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面



②受付の完了を確認する。

「機能性表示食品 届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てに届出情報の販売状況等更新の受付完了のメールが送信されます。



## 注意

販売状況等更新の受付完了メールは届出を提出した翌日の朝に送付されます。届かない場合は正常に届出されていない可能性があります。届出担当者のメールアドレスの入力にミスがないか、メールがブロックされていないかどうか確認してください。

### 受付完了メール(件名)

【機能性表示食品制度】販売状況等更新の受付完了について

### 受付完了メール(本文)

〇〇〇〇〇殿

機能性表示食品制度における販売状況等更新の受付が完了いたしました。

受付番号：xxxxxxxxxx

商品名：〇〇〇〇

届出日：xxxx/xx/xx

届出番号：xxxx

#### 【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。

お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

#### 【問合せ】

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当

03-3507-8800 (代)

#### 4-4. 販売状況の更新について

##### (1) 更新の督促

一定期間以上販売状況が更新されない場合、「機能性表示食品 届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てに更新を督促するメールが送信されます。

#### 販売状況の更新について(件名)

【機能性表示食品制度】販売状況の更新について

#### 販売状況の更新について(本文)

〇〇〇〇〇殿

以下の機能性表示食品は、販売状況の更新が行われておりません。

つきましては、お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「販売状況等更新」から更新をお願いいたします。

なお、販売状況に変更がなくても、必ず更新作業をしてください。

更新方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル (食品関連事業者向け)」を御確認ください。

届出番号：xxxx

商品名：〇〇〇〇

万が一、xxxx年xx月xx日までに更新されない場合は、「販売中」若しくは「販売休止中」のチェックが外れ、約半年以上、販売状況が更新されていない旨をデータベース上で公開いたします。

##### 【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。

お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

##### 【問い合わせ】

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当

03-3507-8800 (代)



## 注意

一定期間（約半年）、販売状況が更新されない場合は、販売状況のチェックが外れ、約半年以上、販売状況が更新されていない旨をデータベース上で公開いたします。

販売状況に変更がなくても、必ず販売状況等更新を行ってください。

(2) 更新の督促 (再送)

4-4 (1) のメール送付後 7 日間販売状況が更新されない場合、販売状況のチェックが外れ、約半年以上、販売状況が更新されていない旨がデータベース上で公開されます。

また、「機能性表示食品 届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てに、このことをお知らせするメールが送信されます。

**販売状況の更新について(再送)(件名)**

【機能性表示食品制度】販売状況の更新について (再送)

**販売状況の更新について(再送)(本文)**

〇〇〇〇〇殿

以下の機能性表示食品は、現時点で販売状況の更新が行われておりません。

つきましては、前回のメールでお知らせしたとおり、以下の機能性表示食品は、販売状況が更新されていない旨をデータベース上で公開いたしました。

お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「販売状況等更新」から更新をお願いいたします。

なお、販売状況に変更がなくても、必ず更新作業をしてください。

更新方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル (食品関連事業者向け)」を御確認ください。

届出番号：xxxx

商品名：〇〇〇〇

**【注意事項】**

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。

お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

**【問い合わせ】**

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当

03-3507-8800 (代)



**注意**

販売状況に変更がなくても、必ず販売状況等更新を行ってください。

販売状況等更新を行うことで販売状況が公開データベースで公開されます。